

NCVインターネット接続サービス契約約款

株式会社 ニューメディア

第1章 総則

(約款の適用)

- 第1条 株式会社ニューメディア（以下、「当社」といいます。）は、この契約約款（別表料金表を含みます。以下、「本約款」といいます。）に基づき、インターネット接続サービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。
- 2 当社が提供する本サービス以外のサービスについては、別に定める該当サービス契約約款及び規約等を適用するものとします。

(用語の定義)

第2条

本約款においては、次の用語をそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付随設備
4 電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
5 インターネット接続サービス	この約款に基づき当社が契約者に提供するインターネットプロトコルによる電気通信サービス及び付帯するサービス
6 契約	この約款に基づく契約を当社と締結し、インターネット接続サービスの提供を受ける者
7 契約者	この約款に基づく契約を当社と締結し、インターネット接続サービスの提供を受ける者
8 契約者回線	当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
9 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内にあるもの
10 端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
11 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
12 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
13 相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
14 技術基準等	事業法の規定に基づき当社が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件、及び端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）で定める技術基準
15 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
16 提携事業者	当社が指定する、当社と接続サービスの提携をおこなっている電気通信事業者

17 事業法	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）
18 事業法施行規則	電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）
19 ブロードバンドユニバーサルサービス料	事業法に定める「高速度データ伝送電気通信役務の提供に関する制度の整備に係る交付金及び負担金算定等規則」（令和4年総務省令第70号）により、総務省の認可に基づき支援機関が定める回線単価に基づいて、当社が定める料金

（約款の変更）

第3条 当社は、次に掲げる場合には、本約款の変更をすることにより、変更後の本約款の条項について合意があったものとみなし、個別に契約者と合意をすることなく本約款の変更をすることができるものとします。

- (1) 変更内容が、契約者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 変更内容が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 当社は、前項に定めた本約款の変更を行う場合は、当該変更の影響を受ける契約者に対し、次に掲げる内容を、予め相当の期間を設けて通知し、ホームページ等でも周知します。

- (1) 本約款の変更を行うこと
- (2) 本約款の変更に関する効力発生時期
- (3) 変更後の本約款及び当該変更内容について

3 前項に定める周知を行い、変更の効力発生時期が到来した後も契約者が本サービスを利用したときは、契約者は変更後の本約款について同意しているものとみなし、料金その他の提供条件は変更後の本約款によるものとします。

第2章 契約

（インターネット接続サービスの種類等）

第4条 契約には、料金表に規定するコース、種別、品目等があります。

（加入契約の単位）

第5条 当社は、契約者回線1回線ごとに1の契約を締結します。この場合、契約者は1つの契約につき1人に限ります。

（最低利用期間）

第6条 当社が提供する本サービスの最低利用期間は、サービス利用を開始した日の属する月の翌月1日から起算して1年間とします。

- 2 前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合、契約者は契約解除料として月額利用料1ヶ月分を一括して支払うものとします。なお、その支払い方法は当社が定める方法によるものとします。
- 3 当社は、次に該当する場合には、前項の適用はしません。
 - (1) 第11条（初期契約解除等）に規定する契約解除を行う場合
 - (2) 第20条（当社が行う契約の解除）第1項第3号の規定により、当社が加入契約を解除する場合
- 4 契約者がインターネット接続サービスの契約コースを変更した場合において、変更前のコースの利用期間と変更後のコースの利用期間の合算が本条第1項の

最低利用期間に達しないときは、本条第2項を準用し、契約者は契約解除料を支払うものとします。

- 5 契約が解除された後に、当該契約の契約者だった者が再度の契約申し込みを行った場合は、新たに本条を適用するものとします。

(契約者回線の終端)

第7条 当社は、契約者と協議の上、指定された建物又は工作物に端末接続設備を設置し、これを契約者回線の終端とします。

- 2 契約者は、本サービスの契約が解除された場合、直ちに端末接続装置を当社に返却するものとします。ただし、当社に返却が無い場合は、第38条（端末機器に関する費用の支払い義務）を準用するものとします。

(加入契約の申込み)

第8条 加入契約の申込みは、その申込みをする者があらかじめ本約款を承諾し、加入契約申込書に次の所定要項を記入のうえ、提出する方法によって行うものとします。

- (1) 申込者の氏名又は法人名及び代表者名、住所又は所在地、電話番号
- (2) 申し込むインターネット接続サービスのコース及びオプションサービス
- (3) 本サービスを利用する場所（契約者回線の終端とする場所）
- (4) その他必要事項

(契約申込みの承諾)

第9条 申込みの承諾は、第8条（加入契約の申込み）に定める申込みに対し、当社がこれを受理し、承諾の通知を発信した時に成立するものとします。また、当社は、契約の申込みを受けた場合は、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社は業務の遂行上支障がある場合については、その順序を変更できるものとし、その場合当社は契約者に対してその理由とともに通知するものとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、本サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、本条第1項の規定にもかかわらず、次に該当する場合には、申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスの提供について、設備設置及び保守において技術的な理由等により困難な場合。
 - (2) 契約者が本サービスの料金その他の債務（本約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の履行を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
 - (3) 契約者が当社に通知した所要事項に虚偽又は不備（書面等での名義、捺印、識別のための番号及び符号情報等の相違・記入漏れ等を含みます。）がある場合。
 - (4) 契約者が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法第17条第1項の審判を受けた被補助人のいずれかであり、契約申込みの際に法定代理人、後見人、補助人又は保佐人の同意等を得ていなかった場合。
 - (5) 料金等のお支払い方法について、当社が定める方法に従っていただけない場合。
 - (6) 契約者がこの約款に違反するおそれがあると認められる場合
 - (7) その他、当社の業務に著しい支障がある場合
 - (8) 約款及び別に定める規定等に、特段の定めがある場合。

- (9) 契約者が第68条（反社会的勢力等及び不当な要求行為の排除）に定める反社会的勢力等に属する者又は反社会的勢力等に属する者に相当する者であると当社が判断した場合。

（契約書面の交付等）

第10条 当社は、契約者に対し、事業法第26条の2で交付を義務づけられている書面（以下、この書面を「契約書面」といいます。）を発送します。同書面の到達又は本サービスの提供のいずれか早い方をもって、契約の申込みに対する承諾の通知の到着とみなします。

- 2 契約書面は次の方法により交付します。なお、申込者はいずれかの方法を契約申込み時に選択するものとします。

- (1) 紙面による交付
(2) 電磁的方法による交付

（初期契約解除等）

第11条 電気通信事業法その他関係法令により初期契約解除制度の適用がある場合、契約者は、契約書面を受領した日から起算して8日間は、書面をもって本契約の解除（以下、「初期契約解除」といいます。）ができ、その効力は解除する旨の書面を発したときに生じます。

- 2 当社が、初期契約解除制度に関して不実のことを告げたことにより契約者が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって8日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、契約者が改めて初期契約解除を行うことができる旨記載して交付した書面（不実告知後書面）を受領した日から起算して8日を経過するまでの間であれば、契約者は、本契約を解除できます。

- 3 書面が当社に到着する前に工事が行われることを防止するため、契約者は、当社の工事開始前に初期契約解除書面を発信した場合、速やかに、当社に対し、電話にて、同書面を発信した旨を通知するものとします。また、解除連絡が間に合わず、当社の委託を受けた工事業者が解除対象の工事の施工の為、契約者の指定した場所を訪問したときには、契約者は、その工事業者に対し、工事は不要との意思を明示しなければならないものとします。

- 4 契約者が初期契約解除を求める際の書面の宛先及び記載例は、重要事項説明書及び契約書面に交付される契約書面に記載されているとおりです。

- 5 第19条（契約者が行う本サービスの解約）第5項の規定は、初期契約解除の場合にこれを準用します。

- 6 本条第1項及び第2項の場合、当社は、契約者に対し、対価請求告示（総務省の「初期契約解除に伴う対価請求の上限額を定める告示」）で定める額を上限として、以下の費用等を請求できるものとします。

- (1) 契約解除までに提供されたサービスの日割り計算での利用料（① 解除対象の有料放送の役務（付加的機能を含みます）の利用料、② ①の契約解除に伴い同時に契約解除された、付随的有償継続役務の利用料）
(2) 工事費用（標準工事費及びその他工事費用）
(3) 契約手続きに要する費用（事務手数料）
(4) 法定利率を上限とする遅延損害金

（特定契約解除）

第12条 本サービスの契約締結に付随して締結された他の契約には、本サービスの解除（初期契約解除も含みます）に伴って自動的に契約解除されない契約（以下、「特定解除契約」といいます。）があります。契約者が特定解除契約を解除す

るには、当該特定解除契約の定めるところによるものとします。

(契約上の地位の譲渡禁止及び承継)

- 第13条 契約者は、本サービスに係る契約上の地位を、第二親等以内の親族以外の第三者に譲渡することはできないものとします。
- 2 契約者に以下の各号の事由が生じた場合には、本サービスに係る契約上の地位が承継されるものとします。
 - (1) 相続による場合
 - (2) 法人合併等により全事業の承継が行われた場合
 - (3) その他、当社が認めた場合

(契約名義の変更)

- 第14条 当社との契約について名義変更を行う場合は、第二親等以内の親族へのみ行えるものとし、変更を証明する書類を添えて所定の書面にて申し出るものとします。
- 2 前条に基づき新たに契約名義人となった契約者は、料金表に定める事務手数料を支払うものとします。

(インターネット接続サービスのコース等の変更)

- 第15条 契約者は、本サービスのコースの変更を請求することができます。この場合、当社の定める所定の手続きにより申し出るものとし、当社が当該申出に対する承諾の通知を発信したときに変更の効力が生じるものとします。
- 2 前項の変更を行う場合、工事費及びその他手数料が発生する場合があります。この場合、第36条（手続きに関する料金等の支払義務）及び第37条（工事に関する費用の支払義務）の定めによります。
 - 3 本条第1項の請求の方法及び承諾については、第8条（加入契約の申込み）及び第9条（申込みの承諾）の規定に準じて取扱います。ただし、当社が特に認める場合に限り、契約者は同各条に規定する書類の提出に代え、当社の定める方法で当該変更の請求をすることができます。
 - 4 当社は、本条第1項の請求に関して承諾しない場合があります。その場合は、当社より契約者に通知を行うものとします。

(設置場所の変更)

- 第16条 契約者は、次の場合に限り設備及び機器の設置場所を変更することができるものとします。
- (1) 変更先が同一の構内又は同一の建物内、かつ終端機器の設置が可能な場合
 - (2) 変更先が第70条（サービス提供エリア）に定める区域内であり、技術的に可能な場合
- 2 契約者は、前項の規定により設置場所を変更しようとする場合は、第8条（加入契約の申込み）及び第9条（申込みの承諾）に定められている方法で申し出るものとし、変更の工事は当社又は当社の指定する者が行うものとします。
 - 3 契約者は、設置場所の変更に要する費用を負担するものとします。

(サービス以外の契約内容の変更)

- 第17条 契約者は、本サービス申込時に提出した所要事項について変更がある場合には、速やかに当社の指定する方法によって申し出るものとします。

(契約者による本サービスの利用の休止再開)

- 第18条 契約者は、本サービスの利用について休止（その契約者回線及びメールアドレス等の設定を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）及び再開を希望する場合、当社の指定する方法によって申し出るものとします。
- 2 前項に定める休止の期間は最長1年間とします。なお、休止期間は第6条（最低利用期間）に定める利用期間には含みません。
 - 3 契約者が休止を申し出た日の属する月の翌月1日から、再開した日の属する月の末日までの期間、第34条（利用料等の支払義務）の規定に関わらず、本サービスの月額利用料に関しては無料とします。ただし、本サービスの休止を申し出た日の属する月及び再開した日の属する月の基本料、及びオプションサービスの利用料については、1ヶ月分を払うものとします。
 - 4 契約者は、本サービスを休止している期間は、料金表に定めるアカウント保管料を当社に支払うものとします。
 - 5 休止をした本サービスの提供の再開を希望する場合、契約者は、料金表に定める手数料を当社に支払うものとします。
 - 6 本サービスを休止する場合、当社が契約者に貸与している機器は撤去せず、契約者が保管するものとします。休止期間中において契約者が機器を紛失又は破損させた場合は、第38条（端末機器に関する費用の支払い義務）の規定によります。
 - 7 本条2項に定める休止期間を超える場合は、当社は、契約者に対して本サービスの利用再開に関する確認を行います。そのうえで契約者が本サービスの利用を再開しない場合は、第20条（当社が行う契約の解除）の定めに基づき当社は契約を解除できるものとします。

（契約者が行う本サービスの解約）

- 第19条 契約者は、本サービスの契約を解約する場合は、当社の指定する方法によって、当社にその旨を申し出るものとします。
- 2 前項の解約の効力は、当社が解約の申出を受領した日の属する月の翌月の末日をもって発生するものとします。
 - 3 解約の効力発生後、当社は、当社に帰する電気通信設備及び機器（以下、本条において「機器等」といいます。）を撤去するものとし、契約者は別紙料金表に従い撤去の費用を負担するものとします。また、撤去に伴い、土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者がその復旧に要する費用を負担するものとします。ただし、契約者の責に帰さない場合は、この限りではありません。
 - 4 第6条（最低利用期間）のとおり最低利用期間内で契約を解約する場合、契約者は、当社の定める契約解除料を支払うものとします。
 - 5 解約の効力発生後、契約者は速やかに機器等を当社に返却するものとします。なお、返却がなされない場合、第38条（端末機器に関する費用の支払義務）を準用し、契約者は別紙料金表に定める機器損害金を当社に支払うものとします。
 - 6 解約の効力発生後、契約者は速やかに以下の費用を当社に支払うものとします。
 - (1) 第2項に定める効力発生日までのサービスの利用料等（① 解約対象の有料放送の役務（付加的機能を含みます）の利用料、② ①の解約に伴い同時に解約された、付随的有償継続役務の利用料）
 - (2) 第39条（遅延損害金等）に定める遅延損害金
 - (3) 工事に関する費用

(当社が行う契約の解除)

- 第20条 当社は、次の各号の場合において、契約者に催告した上で本サービスの契約を解除することができるものとします。この場合、第19条(契約者が行う本サービスの解約)第3項ないし第6項の規定を、「解約」を「解除」と読み替えて準用します。かつ、第19条第6項第1号の利用料等については日割り計算を行うものとします。
- (1) 第31条(利用の停止)の規定によりインターネット接続サービスの利用を停止された契約者が、その停止事由を相当期間解消又は是正しない場合
 - (2) 第31条(利用の停止)の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由がある場合
 - (3) 電線類の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、且つ、代替構築が困難でインターネット接続サービスの継続ができない場合
 - (4) 第9条(申込みの承諾)第3項各号に定める事由に該当する場合(ただし、同項第9号に該当する場合は催告を行わず直ちに解除できるものとします。)
 - (5) 第18条(契約者による本サービスの利用の休止再開)第7項に定める事由に該当する場合
 - (6) その他、契約者が本契約又はそれに付随する契約に違反した場合
 - (7) その他契約を継続し難い重大な事由が存在する場合
- 2 前項の解除の効力は、催告を行う通知において当社が記載した期限(期限の記載のない場合は通知発送日の翌日から起算して2週間)の経過をもって発生するものとします。

(集合住宅契約の終了に伴う加入契約の終了)

- 第20条の2 共同住宅、集合住宅等の共聴施設により本サービスの提供を受けている契約者については、集合住宅契約が終了した場合は、加入契約も当然に終了するものとします。集合住宅契約が終了し又は終了することが明らかになった場合には、当社は、そのことを影響を受ける加入契約の契約者に直ちに通知するものとします。

(契約者本人による手続きが困難な場合の解約等)

- 第21条 契約者本人が加入契約の解約又は変更を希望しているにもかかわらず、契約者本人による解約又は変更の申し出が困難な場合、契約者本人の二親等以内の親族(以下「代理申請者」といいます)が本人に代わり申し出ることができるものとします。
- 2 前項の申し出にあたっては、代理申請者は、他の二親等以内の親族との間で、当該解約又は変更についてあらかじめ同意を得ておくものとします。
 - 3 本条に基づく手続きに関し、他の二親等以内の親族その他の第三者との間で紛争が生じた場合、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、代理申請者の責任と負担において解決するものとし、当社は責任を負わないものとします。
 - 4 本条第1項に基づく解約の申し出があり、かつ契約者が自ら契約の手続きを行うことが困難な客観的かつ合理的な事由及び本サービスを継続することが困難な事由があると当社が認めた場合は、当社は加入契約の解約を認めるものとします。この場合は、第19条(契約者による本サービスの解約)の規定に準じて取扱います。

- 5 本条第1項に基づく変更の申し出があり、かつ契約者が自ら契約の手続きを行うことが困難な客観的かつ合理的な事由及び本サービスを継続することが困難な事由があると当社が認めた場合は、社会通念上相当と認められる範囲で、当社は加入契約の変更を認めるものとします。この場合は、第15条（インターネット接続サービスの種類等の変更）の規定に準じて取扱います。

第3章 インターネットオプション

（オプションサービス）

- 第22条 当社が契約者に対して提供するオプションサービスは、ご契約内容によっては一部ご利用できないものがあります。
- 2 当社は、オプションサービスを任意の日付で廃止する場合があります。この場合、オプションサービス廃止日を提供終了日と定めます。
 - 3 前項の廃止の場合、当社は、当該オプションサービスの契約者に対して、廃止する日の1ヶ月までに通知するものとします。ただし、当社の責めによらない事由により当該オプションサービスを廃止する場合は、この限りではありません。

（オプションサービスの申込み）

- 第23条 当社は、契約者から請求があったときは、インターネットオプションサービスを提供します。ただし、契約者が料金等の支払いを怠り若しくは怠るおそれがある場合又は技術的困難がある場合は、当社は、その請求を承諾しないことがあります。
- 2 前項の場合、当社は、当該請求を行った契約者に対して速やかに諾否を通知するものとします。

（オプションサービスの解約）

- 第24条 契約者は、インターネットオプションサービスを停止しようとするときは、当社所定の方法により、その旨を当社に通知するものとします。
- 2 本サービスの契約が解約又は解除された場合、当社は、本サービスに付随するインターネットオプションサービスを速やかに停止するものとします。

（オプションサービスの制限及び停止等）

- 第25条 第29条（利用の制限）並びに第30条（本サービスの提供中止）及び第31条（利用の停止）の規定は、オプションサービスにも準用します。

第4章 回線相互接続

（回線相互接続の請求）

- 第26条 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、契約者は、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社に提出するものとします。
- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が

制限されることを除き、その請求を承諾します。

(回線相互接続の変更)

第27条 契約者は、回線の相互接続を変更しようとするときは、その旨を当社に通知するものとします。

- 2 前条(回線相互接続の請求)の規定は、回線の相互接続の変更について準用します。

(回線相互接続の廃止)

第28条

契約者は、回線の相互接続を廃止しようとするときは、その旨を当社に通知するものとします。

第5章 利用の制限、中止及び停止

(利用の制限)

第29条 当社は、電気通信事業法第8条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生、又は発生するおそれがあると認めた場合は、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要とされる通信及び公共の利益のために緊急を要する通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

- 2 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 当社は、帯域を継続的且つ大量に占有する通信手順を用いて行われる当社所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することがあります。
- 4 当社は、契約者が当社所定の基準を超過したトラフィック量を継続的に発生させることにより、本サービスに使用する設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用若しくは運営に支障を与える場合には、本サービスの利用を制限することがあります。
- 5 当社は、通信が著しく混雑、又は混雑が生じる可能性がある場合、ネットワーク全体の品質を確保するため、帯域制御を実施することがあります。
- 6 第60条(ID及びパスワードの管理)第5項の定めに従い、異常通信を検知した場合は本サービスの利用を一時的に制限し、契約者に対してその旨を通知するものとします。
- 7 本条第1項及び第5項の措置は一時的に行うものであり、これらの措置を行う場合、当社はホームページ等で通知を行うものとします。また、この措置は混雑状態が緩和され次第、解除するものとし、ホームページにてその旨を通知するものとします。ただし、緊急時においては、その限りではありません。

(本サービスの提供中止)

第30条 当社は、次の場合には、インターネット接続サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ない場合。
- (2) 当社がインターネット接続サービスを提供するために接続する他の電気通信事業者等が電気通信サービスを中止した場合。
- (3) 当社の電気通信設備にやむを得ない障害が発生した場合。
- (4) 第29条(利用の制限)の規定によりインターネット接続サービスの提供を中止する場合。

- (5) 機器等の予期せぬ動作不良、第三者による機器等への不正アクセス又は機器等のコンピュータウイルス感染により本サービスを提供できない場合。
 - (6) 火災、停電又は天災地変等の非常事態によりインターネット接続サービスの運営が不能となった場合。
 - (7) 法令又は官公庁の命令等による措置に基づきインターネット接続サービスの提供ができない場合。
 - (8) その他インターネット接続サービスの適正な運用上、当社が本サービスの一時的な中止又は中断が必要であると判断した場合。
- 2 前項に規定する場合のほか、オプションサービスに関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりそのオプションサービスの提供を中止することがあります。
 - 3 前2項の規定によりインターネット接続サービスの提供を中止するときは、予めそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用の停止)

第31条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、その本サービスの全部又は一部の利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます）。
 - (2) 第8条（加入契約の申込み）にて当社に提出した内容に関して、事実と反する内容を記載し提出したこと等が判明したとき。
 - (3) 第55条（利用に係る契約者の義務）、第56条（禁止事項）又は第57条（契約者の関係者による利用についての義務）の規定のいずれかに違反したとき。
 - (4) 第58条（情報等の削除等）第2項第1号から3号による要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合。
 - (5) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (6) 事業法又は事業法施行規則に違反し第48条（検査）で規定する当社の検査を受けることを拒んだとき、又は検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備との接続を廃止しないとき。
 - (7) 当社の業務の遂行若しくは電気通信設備に著しい支障を与えたとき、又は与えるおそれがあると当社が認めたとき。
 - (8) 前各号のほか、この約款若しくは料金表に違反する行為を行ったとき、又は違反するおそれがあると当社が認めるとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用の停止をするときは、予めその理由、利用の停止を開始する日及び停止期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第6章 料金等

(料金の適用)

第32条 当社が提供する本サービスの料金は、加入料、利用料、オプションサービス利

用料、端末設置、工事費用及び手続き手数料とし、別紙料金表に定めるところによります。

- 2 契約者は、料金収納業務について、当社が収納代行会社に委託する場合があることを承諾するものとします。
- 3 社会経済情勢等の変化にともない、利用料を改定することがあります。その場合、当社は改定の1ヶ月前までに契約者に通知するものとし、契約者は改定日の属する月の翌月1日より改定後の利用料を支払うものとします。

(料金の支払い方法)

- 第33条 契約者の料金等の支払方法は、原則として口座振替又はクレジットカード払いとします。ただし、当社との合意がある場合はこの限りではありません。
- 2 クレジットカード払いについては、当社のクレジットカード利用規約への同意が必要となります。
 - 3 契約者が本約款に基づく料金の支払いを怠った場合は、改めて当社が指定する支払方法により支払うものとします。
 - 4 当社は、原則として請求書及び領収書の発行は行わないものとします。契約者が発行を希望する場合は、当社が料金表に定める発行費用を支払うものとします。
 - 5 契約者が前条に定める利用料の支払を怠り、当社の督促に応じない場合は、第20条（当社が行う契約の解除）の定めに基づき契約を解除します。

(利用料等の支払義務)

- 第34条 契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日の属する月の翌月1日から起算して、契約の解約若しくは解除の各効果発生日、又は期間満了その他の終了原因が生じた日の属する月の末日までの期間について、当社が提供する本サービスの態様に応じて別紙料金表に定める料金（以下、「利用料等」といいます。）の支払を要します。別紙料金表に定めるオプションサービス利用料についても同様とします。
- 2 前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料の支払は、次の各号のとおりとします。ただし、自然災害その他当社の責に帰することのできない事由による一時中断等の場合は、この限りではありません。
 - (1) 契約者の申し出による利用の休止の場合、第18条（インターネット接続サービスの利用の休止再開）の定めによります。
 - (2) 第29条（利用の制限）及び第30条（本サービスの提供中止）に規定する利用の一時中止があった場合は、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
 - (3) 第31条（利用の停止）に規定する利用停止があった場合は、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
 - 3 前2項の定めに関わらず、契約者の責めに帰することができない事由により、本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じ、かつそのことを当社が認知した時刻から起算して24時間以上その状態が連続した場合は、当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの利用料（その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。）の支払を要しないものとします。

- 4 当社は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(加入料の支払義務)

第35条 契約者は、第9条（申込みの承諾）に基づき契約の申込みを行い当社がこれを承諾したときは、料金表に定める加入料に消費税等相当額を加算した額の支払いを要します。

(手続きに関する料金等の支払義務)

第36条 契約者は、約款に規定する手続きの請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続きに関する料金に消費税等相当額を加算した額の支払を要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(工事に関する費用の支払義務)

第37条 契約者は、本約款に規定する工事の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用に消費税等相当額を加算した額の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取消（以下、「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。また、すでにその工事に関する費用が支払われている場合は、当社は、その料金を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に契約の解除等があった場合、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担するものとします。なお、第11条（初期契約解除等）に規定する解除等の場合には、同条第7項を準用するものとします。

(端末機器に関する費用の支払義務)

第38条 契約者は、当社が貸与している端末機器等を故意又は過失により紛失又は破損させた場合には、別紙料金表に定める機器損害金を当社に支払うものとします。ただし、修理が可能かつ容易な場合は、機器損害金に代えて修理に要する実費相当額を支払うものとします。

(遅延損害金等)

第39条 契約者は、料金の支払いについて指定の期日より遅延した場合、支払期日の翌日から支払いがあった日の前日までの日数について、年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）による遅延損害金を当社に支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

- 2 料金の支払遅延により当社が振込用紙を送付した場合、契約者は、その振込みに係る手数料を支払うものとします。

(債権譲渡)

第40条 契約者が各種料金等及びそれらに関する遅延損害金等当社に対する金銭債務について支払期日を経過してもなお支払わない場合、債権等の回収を当社が指定する債権回収会社に委託することがあります。この場合、契約者の契約情報並びに債務の情報は債権回収会社に提供されます。

(消費税相当額の加算及び端数処理)

- 第41条 契約者が、本約款の規定により料金表に定める料金について当社に対し支払いを要する額は、料金表により算出された請求額（消費税相当額を含みます）とします。ただし、遅延損害金に相当するものは、消費税相当額を加算しません。
- 2 料金その他の計算においてその計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てます。ただし、その計算途中においては、この限りではありません。

(ブロードバンドユニバーサルサービス料の支払義務)

- 第42条 契約者は、その料金月の末日において本サービスの提供を受けている場合、別紙料金表に定めるブロードバンドユニバーサル料（事業法に定める高速度データ伝送電気通信役務の提供に関する制度の整備に係る交付金及び負担金算定等規則（令和4年総務省令第70号）により、総務省の認可に基づき支援機関が定める回線単価に基づいて、当社が定める料金。）の支払いを要します。

第7章 設備・保守

(設備の提供・設置及び費用負担等)

- 第43条 当社が本約款に基づき本サービスを提供するために必要な工事は、当社又は当社の指定する者が行うものとし、契約者は、設置に要する費用を負担するものとし、
- 2 契約者は、使用上の注意事項を厳守して、当社が契約に基づいて設置した電気通信設備（以下、「設備」といいます）を維持管理するものとし、なお、契約者の責めに帰すべき事由により設備を故障又は破損させた場合は、修理に係る実費負担相当分を、また、紛失及び修理不能等による場合は第37条（工事に関する費用の支払義務）及び第38条（端末機器に関する費用の支払い義務）の規定に準じるものとし、別紙料金表に定める機器損害金をそれぞれ当社に支払うものとし、
- 3 契約者は、当社が業務遂行上支障がないと認め許可をした場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備にその他の機器、付加部品等を取り付けないこととし、
- 4 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動、取り外し、変更、分解、若しくは損壊したり、その設備に線条その他の導体を接続しないものとし、ただし、天災、事変その他の事態に際して電気通信設備を保護する必要があるとき又は自営端末設備や自営電気通信設備の接続、若しくは保守のために必要がある場合は、この限りではありません。

(当社の維持責任)

- 第44条 当社は、当社が設置した電気通信設備について、事業法及び事業法施行規則に適合するように維持します。

(契約者の維持責任)

- 第45条 契約者は、当社が貸与する端末装置等又は契約者が設置する自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持するものとし、
- 2 当社は、契約者が第43条（設備の提供・設置及び費用負担等）第1項及び本条第1項の規定に従い設置、維持及び接続を行わない場合、本サービスの提供

の義務を負わないものとします。

- 3 当社は、当社が設置する電気通信設備についてやむを得ない限度において技術基準等の変更を行う場合、当社の負担で必要な改造又は変更を行います。ただし、当該変更に伴い契約者が自ら設置した端末設備等（当社が設置した電気設備を除く。）の改造又は変更が必要になったときは、契約者は、その費用を負担し当該改造又は変更を行うものとします。

（電気通信設備等の障害等）

- 第46条 当社は、本サービスの提供又は利用について障害があることを知ったときは、可能なかぎり速やかに契約者にその旨を通知するものとします。
- 2 当社は、当社の設置したインターネット接続サービス用設備に障害が生じたことを知ったときは、速やかにインターネット接続サービス用設備を修理又は復旧します。
 - 3 当社は、インターネット接続サービス用設備等のうち、インターネット接続サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示するものとします。
 - 4 当社は、インターネット接続サービス用設備等の設置、維持及び運用に係る作業の全部又は一部（修理又は復旧を含みます。）を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

（設備の設置場所の無償使用等）

- 第47条 契約者は、当社又は当社の指定する者が当社設備の設置、検査、修理等を行うため、契約者の所有又は占有する敷地、家屋、構築物等への出入りについて、便宜を供与するものとします。
- 2 契約者は、設備の設置について、地主、家主その他利害関係者があるときには予め必要な承諾を得ておくものとします。また、契約者が承諾を得た方法による設備の設置等に関し、その後苦情等が生じたときには、契約者は責任をもって解決するものとします。
 - 3 当社が契約に基づき設置した電気通信設備の運用にかかる電気等の使用料金は、契約者が負担するものとします。

（検査）

- 第48条 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者にその自営端末設備又は自営電気通信設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることができます。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けなければならないものとします。
- 2 前項の検査を行う場合、自営端末設備又は自営電気通信設備の設置の場所に立ち入るときは、当社の係員は、当該設置場所の管理者に対し所定の証明書を提示します。
 - 3 本条第1項の検査を行った結果、自営端末設備又は自営電気通信設備が技術基準及び技術的条件に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取り外さなければならないものとします。

（設備の修理又は復旧）

第49条

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記1の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(契約者の切り分け責任)

第50条 契約者は、当社が提供する電気通信回線設備に故障が生じた場合又は故障が生じるおそれがある場合、直ちにその旨を当社に通知し修理の請求をするものとします。

- 2 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。）が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼働しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。
- 3 前2項の確認に際して、契約者から要請があった場合には、当社が指定する者が当社で別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者に通知します。
- 4 当社は、前項の試験により当社が貸与する端末接続装置を含む電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者に通知した後において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が契約者の責に帰すべき事由により生じたときは、契約者はその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を支払うものとします。

(機器等の貸与)

- 第51条 当社は、契約者に対し、本サービスの提供に必要な端末接続機器等（以下、「貸与機器」といいます。）を貸与します。
- 2 契約者は、善良な管理者の注意をもって貸与機器を維持管理するものとします。
 - 3 契約者は、次の各号の行為をしてはなりません。
 - (1) 貸与機器を第三者に転貸、譲渡、質入れ等すること。
 - (2) 貸与機器を定められた場所以外に移動し、又は接続を変更すること。
 - (3) 貸与機器を分解又は改造すること。
 - 4 当社は、貸与機器に故障が生じた場合、速やかに修理又は交換を行います。ただし、契約者の故意又は過失により故障、損傷、紛失等が生じた場合は、契約者は、当社に対し、修理に要する実費相当分又は別紙料金表に定める機器損害金を支払うものとします。
 - 5 当社は、サービスの維持管理上又は技術基準の変更等により必要がある場合、貸与機器の交換又はバージョンアップ作業を実施することがあります。この場合の費用は、当社の負担とします。
 - 6 本サービスの契約が解約又は解除された場合、契約者は、当社の指定する方法により貸与機器を当社に返却するものとします。契約者が返却を怠った場合、第38条（端末機器に関する費用の支払義務）を準用するものとします。

第8章 損害賠償等

(責任の制限)

- 第52条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害の賠償請求に応じます。
- 2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの利用料等の料金額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
 - 3 電気通信設備等にかかる他の電気通信事業者又はその他の電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して契約者が利用不能となった場合、利用不能となった契約者全員に対する損害賠償総額は、当社がかかる電気通信役務に関し当該他の電気通信事業者又はその他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度とし、当社は前項に準じて契約者の損害賠償の請求に応じるものとします。
 - 4 前項において、賠償の対象となる契約者が複数ある場合、契約者への賠償金額の合計が当社が受領する損害賠償額を超えるとときの各契約者への賠償金額は、当社が受領する損害賠償額を第2項により算出された各契約者に対し返還すべき額で比例配分した額とします。
 - 5 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、本条の規定は適用しません。

(免責)

- 第53条 契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、第52条（責任の制限）の規定及び本条第6項によるほかは、当社は、その責を負わないものとします。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合は、その限りではありません。
- 2 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理、又は復旧の工事に当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、その損害を賠償しません。
 - 3 当社は、この約款等の変更により、契約者の自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下、本条において「改造等」といいます。）を要することになった場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、第45条（契約者の維持責任）第3項但書に定める事項に該当する場合は、この限りではありません。
 - 4 当社は、以下の各号に関して保証を行わず、これに起因する契約者の損害について一切の責任を負わないものとします。
 - (1) インターネット接続サービスの完全性若しくは確実性、又は特定目的への有効性及び適合性
 - (2) 契約者がインターネット接続サービスを通じて得る情報及びデータ等の完全性、正確性、確実性、有用性等
 - (3) インターネット接続サービスのシステムダウン等不具合が生じないこと
 - (4) インターネット接続サービスが即時性をもって提供されること
 - (5) インターネット接続サービスが当社の意図によらずに中断されないこと
 - (6) 当社がインターネット接続サービスに関連して契約者に提供する、試験サービス又はこれに類する名目のサービスにおいて、何等の欠陥又は瑕疵も生じないこと
 - 5 本サービスを通じて行われる情報及びデータ等のやり取りはすべて契約者の自己責任において行われ、その結果生じた契約者の情報通信機器（コンピューターやスマートフォン等を含む）への損害、データの消失等は契約者に責任があるものとし、当社は免責されるものとします。ただし、契約者の情報通信機器への損害、データの消失等が、当社の故意又は重大な過失によって生じた場合は、この限りではありません。
 - 6 契約者が本約款に定める事項に故意又は重大な過失をもって違反し、当社が本約款に定める第29条（利用の制限）や第31条（利用の停止）、第58条（情報等の削除等）及び第66条（本サービスの休廃止）に定める対応を行ったときは、当社の講じた対応によって生じた契約者の損害等について、当社の責めに帰すべき事由がない場合は、当社は責任を負わないものとします。
 - 7 当社は、本サービスに関連して契約者に発生した損害について、結果的損害、付随的損害及び逸失利益を含め、第52条（責任の制限）又は前項に定める場合を除き、保証・賠償を行いません。ただし、当社の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りではありません。
 - 8 契約者は、本サービスの利用及び利用結果について自らが責任を負うものとし、契約者による本サービスの利用に起因して第三者とトラブルが生じた場合、又は当該トラブルに関連して第三者から当社に対し、権利侵害の主張を伴うクレーム、請求若しくは訴訟が提起された場合、契約者は自らの費用と責任においてこれを解決するものとします。

第9章 雑則

(承諾の限界)

第54条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等、当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第55条 契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負います。

- (1) 本サービスの利用において国内外の法令等を遵守すること
- (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと
- (3) 本サービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対して、重大な支障を与える行為を行わないこと
- (4) 当社の承諾を得ることなく、第三者に本サービスを使用させないこと及び使用できる状態にしないこと

(禁止事項)

第56条

契約者が本サービスを利用するにあたり、当社は、以下に該当する行為を禁止します。

- (1) 当社又は他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (2) 当社を含む他者の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (3) 当社を含む第三者を不当に差別、誹謗中傷若しくは侮辱し、他者への不当な差別を助長し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為、又は当社を含む第三者に不利益を与える行為。
- (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高い行為。
- (5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待に相当する画像、映像、音声若しくは文書等を送信又は表示する行為、これらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示若しくは送信する行為。
- (6) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）若しくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、若しくは結びつくおそれの高い行為、未承認若しくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為。
- (7) 販売又は頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為。
- (8) 貸金業を営む登録を受けずに、金銭の貸付の広告を行う行為、又は同広告に該当するコンテンツ等へのアクセスを助長する行為。
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為。

- (10) 当社を含む他者の設備（電気通信設備及びコンピューター等）に蓄積された情報（ソフトウェアを含む）を不正に書き換え、又は消去する行為。
- (11) 他者になりすまして本サービスを利用する行為。
- (12) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為。
- (13) 無断で他者に広告、宣伝若しくは勧誘のメール等を送信する行為、又は社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、若しくはそのおそれのあるメール等を送信する行為。
- (14) 当社を含む他者の設備等又はインターネット接続サービス用設備の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為。
- (15) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為。
- (16) 違法行為（けん銃等の譲渡、銃砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介し又は誘引（他人に依頼することを含む）する行為。
- (17) 人の殺害現場の画像等の残酷な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為。
- (18) 人を自殺に誘引若しくは勧誘する行為、又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為。
- (19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為。
- (20) 犯罪や違法行為に結びつく情報若しくはそのおそれの高い情報、又は他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為。
- (21) 当社のインターネット接続サービスの運営を妨げる行為。
- (22) 本約款に違反する行為。
- (23) その他、公序良俗に違反し、又は他者の権利を侵害すると当社が判断した行為。

（契約者の関係者による利用についての義務）

- 第57条 契約者は、当該契約者の家族又はその他の者（以下、「関係者」といいます。）に本サービスを利用させる場合は、本約款等の内容を遵守させるものとし、関係者による本サービスの利用が適切に行われるよう、善良なる管理者の注意をもって監督する義務を負うものとします。
- 2 関係者が本サービスを利用し、第56条（禁止事項）のいずれかに該当する行為を行った場合は、当社は本契約約款の各条項を適用するものとします。なお、契約者は、当社からの要請に基づき、速やかに当該行為を停止させ、再発防止の対応を講じなければなりません。
 - 3 前項の規定に基づき、関係者の行為等により当社又は第三者に損害が生じた場合、契約者に当該行為の防止に関する過失が認められるときは、契約者は、当社又は当該第三者に対してその損害を賠償する責任を負うものとします。

（情報等の削除等）

- 第58条 当社は、契約者による本サービスの利用が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、当該契約者に対し、次項に定める措置を講ずることがあります。
- (1) 第56条（禁止事項）に該当する行為が行われたと判断したとき。
 - (2) 第三者から当社に対し、権利侵害の主張を伴う削除要請、クレーム又は請

- 求等がなされ、当社が当該請求に正当な理由があると判断したとき。
- (3) その他、本サービスの提供に著しい支障を及ぼす等、運営上やむを得ない相当の理由があるとき。
- 2 前項の場合、当社は当該契約者に対し、次の措置のうちいずれか1つ又は2つ以上の措置を講ずるものとします
 - (1) 第56条（禁止事項）の各号に該当する行為をやめるように要求すること。
 - (2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求すること。
 - (3) 契約者に対して、契約者が発信又は表示した情報の全部又は一部の削除を要求すること。
 - (4) 第31条（利用の停止）第4号に基づき、本サービスの利用を停止すること。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合を除き、当社は契約者に通知したうえで行うものとします。
 - (5) 前各号の要求が履行されない場合、又は緊急やむを得ない事情がある場合、当社は契約者に通知したうえで、情報の全部若しくは一部の削除、又は閲覧ができない状態に置く措置を講ずること。ただし、緊急時の場合は削除後に速やかに通知するものとします。
 - 3 前項の措置は契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。
 - 4 本条第1項及び第2項の規定は、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）その他の法令に基づく当社の義務及び権利を制限するものではありません。当社が本条第2項各号の措置を直ちに講じなかったとしても、将来にわたって当該措置を講ずる権利を放棄したのではなく、事後的に当該措置を講ずることができるものとします。

（注意喚起）

第59条

当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

（ID及びパスワードの管理）

第60条 当社は、契約者に次のID・パスワード（以下、「認証情報」といいます。）を付与するものとし、契約者はその使用及び管理について、すべての責任を負うものとします。

- (1) マイページID、パスワード
 - (2) メールアカウント、パスワード
 - (3) 当社より貸与される無線機器のパスワード等
- 2 契約者は、付与された認証情報を他者に開示し利用させること、及び貸与、譲渡、売買、質入れ又は公開等を行うことはできないものとします。
 - 3 契約者は、認証情報を失念した場合は直ちに当社に申し出るものとし、当社の指示に従うものとします。
 - 4 契約者が第1項の管理責任を怠り認証情報が不正に利用され、他者がその認証

情報を使用して本サービスを利用した場合は、その利用に係る責任を契約者が負うものとします。また、その結果、当社が損害を被った場合、契約者はその損害を賠償する義務を負うものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りではありません。

- 5 契約者は、認証情報が他者に知られた場合又は不正に利用されている疑いのある場合は、当社へ速やかにその旨を通知するとともに、当社からの指示がある場合はこれに従うものとします。また、当社がIDやパスワードの流出等による異常通信を検知した場合は、当社は本サービスの利用を一時的に制限し、その旨を利用者に通知するものとします。なお、契約者が前段の通知を行わなかったことで契約者が不利益を被った場合であっても、当社の責めに帰すべき事由がない場合は、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 6 契約者は、契約終了日を以って、ID及びパスワードを利用する権利を失います。ただし、本条第1項第1号に定めるIDとパスワードについては、契約終了日から当社が指定する期間までは利用できるものとします。

(通信の秘密の保護)

- 第61条 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用又は保存します。
- 2 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による捜索）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

(個人情報等の保護)

- 第62条 当社は、本サービスの提供にあたり取得する契約者に関連する個人情報について、当社が公表するプライバシーポリシー（以下、「当社プライバシーポリシー」といいます。）に基づき適切に取扱います。
- 2 当社プライバシーポリシーは、以下に記載するWebサイト上で確認することができます。
【プライバシーポリシー】 <https://www.ncv.co.jp/privacy-policy/>
 - 3 契約者ご自身の個人情報の開示を求める権利、訂正又は削除を要求する権利があります。開示手続きに関してはこちらまでお問い合わせください。
【連絡先】株式会社ニューメディア 本社総務統括本部（お客様相談窓口）
【電話番号】0238-24-2525
 - 4 当社は、契約の終了後又は当社が定める保存期間の経過後は、個人情報等を消去するものとします。契約の終了後又は当社が定める保存期間の経過後においても、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、当該情報を消去せず保存するものとします。

(著作権及び知的財産権)

- 第63条 本サービスを構成するすべてのシステム、プログラム及びソフトウェア、又は本サービスに含まれるすべてのコンテンツ、広告、その他本サービスに関連して提供される素材（以下「著作物」といいます。）の著作権、著作人格権、著作隣接権、工業所有権（商標権、特許権、実用新案権、及びこれらを出願する権利）、不正競争防止法上の営業秘密、商標権、意匠権、特許権その他の知的財産権（以下「著作権等」といいます。）は、当社又は当社にその使用を許諾している権利者に帰属するものとします。
- 2 契約者は、本サービスを利用するにあたり、当社又は権利者の事前の書面又は

電磁的方法による許諾なくして、著作物を方法の如何を問わず私的使用の範囲を超えて使用したり、複製若しくは改変したり、又は解析（リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等）をしてはならないものとします。

（相互接続事業者のインターネット接続サービス）

第64条 契約者は、当社が別に定めるサービス項目の一部において当社の相互接続事業者とインターネット接続サービス利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。

- 2 インターネット接続サービスの契約の解除があった場合は、その解除があった時に、当社の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解除したものとします。

（技術的事項及び技術資料の閲覧）

第65条 当社は、インターネット接続サービスに係る基本的な技術的事項及び契約者がインターネット接続サービスを利用するうえで参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

（本サービスの休廃止）

第66条 当社は、都合により本サービスの全部又は一部を一時的に、又は永続的に休廃止することがあります。その場合、原則としてサービス終了の30日以上前までに、契約しているすべての契約者に対して、次のいずれかの方法で通知するものとします。

- (1) 対面による説明
 - (2) 電話等
 - (3) 郵便、信書便その他の手段による書面の交付
 - (4) 電子メール
- 2 本サービスの休廃止に伴い、当社が契約者に対して通知する内容は次のとおりです。
 - (1) 休廃止するサービス名称及びその内容
 - (2) 休廃止の日時
 - (3) 休廃止の理由
 - (4) 休廃止に関する問い合わせ窓口
 - (5) 代替サービス等の情報
 - (6) 本条第1項について、緊急に本サービスを廃止せざるを得ず、30日以上前の告知ができなかった場合は、可能な限り速やかに周知するものとします。

（債務及び義務の存続）

第67条 契約期間中に生じた利用料又は解約時に生じた工事費等の契約者の債務及び本約款に定める契約者の義務は、本契約終了後も存続します。

（反社会的勢力等及び不当な要求行為の排除）

第68条 契約者は、自らが、本約款に基づく利用契約の締結日において、次の各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団

- (2) 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等
 - (6) 社会運動等標ぼうゴロ
 - (7) 特殊知能暴力団等
 - (8) 前各号の共生者
 - (9) その他前各号に準ずる者
- 2 契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為、又は社会通念上相当な範囲を超える頻度、時間、態様による要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的、侮辱的、若しくは差別的な言動をし、又は従業員等の人格を否定する言動を伴う行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、若しくは威力を用いて当社等の信用を毀損し、若しくは当社等の業務を妨害する行為、又はSNS等への投稿によりこれらを行う行為
 - (5) 当社の従業員等に対する執拗なつきまとい、無断撮影、又は心身の安全を脅かす言動
 - (6) その他前各号に準ずる行為
- 3 契約者は、当社が契約者に対して第1項又は第2項の該当性の調査（当社が関係機関等に当該調査を依頼する場合を含みます）を合理的な範囲で行うことに協力することに同意し、当社又は当該関係機関等が開示を求めた情報を開示するものとします。
- 4 次の各号のいずれかに該当し、本サービスの契約を締結すること、又は本サービスの契約を継続することが不適切であると当社が認める場合、当社は、何らの責任等を負うことなく、契約者との本サービスの契約について、解除等（本サービスの契約の申込みを承諾しないこと又は催告なしに本サービスを解除することをいいます。）を行うことができるものとします。
- (1) 契約者が第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき
 - (2) 契約者が第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明したとき
 - (3) 契約者が第1項又は第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - (4) 前3号に関する必要な調査等に応じないとき又は当該調査に対して虚偽の回答をしたとき
- 5 前項の規定の適用により、本サービスの契約が解除された場合、契約者は、本サービスの契約に基づく債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
- 6 前2項の規定の適用により、当社等に損害等（損失、損害又は費用をいいます。以下本条において同じとします。）が生じた場合、契約者は、その損害等を賠償する責任を負っていただきます。

（分離可能性）

第69条 本約款のいずれかの条項又はその一部が無効又は違法とされた場合であっても、本約款の残りの条項又はその一部は影響を受けず、有効に維持されるものとします。また、当社は、本約款に定める措置を講ずるに際しては、事業法及

び関連の法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

(サービス提供エリア)

第70条 当社は、当社が定めるサービス提供エリア内でサービスを提供するものとします。なお、提供エリア内であっても、技術的又は物理的制約等によりサービスを提供できない場合があります。

(閲覧)

第71条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

(合意管轄)

第72条 契約者と当社との間における一切の調停、訴訟その他の紛争については、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第73条 この約款（この約款に基づく利用契約を含むものとします。）に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

(言語)

第74条 本約款の正文は日本語版とし、他の言語への翻訳版との相違や矛盾が生じた場合、日本語版が優先して適用されるものとします。

(定めなき事項)

第75条 本約款に記載のない事項及び記載された項目について疑義が生じた場合は、両者誠意を持って協議することとします。

附則

(実施日)

この約款は、2020年3月9日より実施します。

(改定日)

この約款の改定は、2024年2月9日より実施します。

(改定日)

この約款の改定は、2026年3月16日より実施します。